

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律について (平成11年7月改正)

1 趣旨

- ・ 卸売市場をめぐる状況の変化（産地の大型化、市場外流通の増大、関係業者の経営悪化等）に対処して、卸売市場の新たな展開と活性化を図るため、生産者に対する信用力向上のための卸売業者・仲卸業者の経営体質の強化、市場利用者のニーズに応じた取引方法の改善、流通の広域化に対応した卸売市場の再編の円滑化等のための措置を講ずる。
- ・ 平成10年12月に決定された「農政改革大綱」において、食品流通の効率化・活性化を図る観点から、卸売市場法等の見直しにより卸売市場制度の改善・強化を図ることとされている。

2 概要

(1) 市場関係業者の経営体質の強化

- ① 卸売業者・仲卸業者の合併・事業譲受けによる大型化や仲卸業者が共同して業者数の適正化を図るための取組を推進するため、金融上の支援措置を講ずる。（食品流通構造改善促進法の一部改正で対応）
- ② 卸売業者に対する財務面での指導基準（流動比率、自己資本比率等）を明確化し、これを満たさない場合に経営改善を命ずる等の措置を講ずる。

(2) 中央卸売市場における取引方法の改善

- ① 卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない旨を明示するとともに、取引数量・価格等の公表措置を充実する。
- ② 取引方法については、開設者が、市場及び品目ごとに、関係者の意見を聴いて、業務規程（条例）で設定するものとする。
その際、相対取引についての価格・数量の公表、最低せり数量の設定、市場取引委員会による改善意見等の措置を講ずる。
- ③ 市場関係者等で構成する市場取引委員会の設置、確実な決済確保の明示、商物一致規制・委託集荷規制の緩和等を図る。

(3) 卸売市場の再編等の推進

生鮮食料品等の流通の広域化等に対処して、開設者の自主的な取組による市場再編や連携強化の推進に資するため、現行の開設者をより広域的な主体へ変更する場合に必要な規定を整備する。